## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２４年（再口）第１０号**

大阪府泉南市信達市場893番地の３サンハイツ和泉砂川425号

再生債務者　坂口　隆義

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年３月１日まで

平成25年２月１日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２４年（再口）第４号**

千葉県木更津市清見台２丁目20番23号

再生債務者　地引　和也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年１月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年１月31日

千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（再口）第１６号**

神戸市中央区相生町５丁目17番６―1001号

再生債務者　小林　稔昌

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年１月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年１月31日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２４年（再口）第６号**

北海道旭川市東光９条４丁目３番24号　イーストアナード201号

再生債務者　庄司　祥恵（旧姓森本）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年１月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月１日　　旭川地方裁判所民事部

## 独立行政法人都市再生機構公告

**独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第 21 号**

昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を平成25年５月12日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年２月 12 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一

記

1　縦覧開始の日　平成25年３月８日（縦覧期間２週間）

2　縦覧時間　午前９時30分から午後５時30分まで

3　縦覧場所　立川市曙町一丁目21番１号
独立行政法人都市再生機構
東京西部都市再生事務所

## 合併公告

**合併公告**

継して左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十五年二月八日に、この株主総会の承認決議は平成二十五年二月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　朝日新聞札幌市内版
掲載の日付　平成二十五年一月三十日
掲載頁　三十五頁

（乙）掲載紙　朝日新聞札幌市内版
掲載の日付　平成二十五年一月三十日
掲載頁　三十五頁

平成二十五年二月十二日
札幌市中央区北二条西二丁目一番地
（甲）株式会社朝日サービス
代表取締役　丸山　清光
札幌市北区新川西二条二丁目一番二六号
（乙）株式会社朝日配送センター札幌
代表取締役　丸山　清光

**合併公告**

債権者　各位

継して左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲及びこの株主総会の承認決議は平成二十五年二月二十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年二月二十一日
掲載頁　八十四頁（号外第十九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十八日
掲載頁　七十二頁（号外第一四一号）

平成二十五年二月十二日
千葉県柏市末広町四―一三関口ビル三階
（甲）三生収納サービス株式会社
代表取締役社長　牧野　祐二
千葉県柏市末広町四―一三関口ビル六階
（乙）株式会社ビジネスエイジェンシー
代表取締役社長　福田　健二

**合併公告**

継して左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行い決定しております。また、この合併は甲による乙の全株式の発行及び甲の資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十三日
掲載頁　三十九頁（号外第一五八号）

平成二十五年二月十二日
東京都中央区北二丁目一番一号
（甲）株式会社ＪＴＢ
代表取締役　髙橋　広行
東京都品川区東品川二丁目三番11号
（乙）ＪＴＢ債権回収株式会社
代表取締役　髙橋　広行

**合併公告**

継して左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mes.co.jp/investor/accounting/affiliate/mestokki/index.html

（乙）http://www.mes.co.jp/investor/accounting/affiliate/mtec/index.html

平成二十五年二月十二日
東京都中央区築地五丁目六番四号
（甲）エム・イー・エス特機株式会社
代表取締役　藤井　伸一
岡山県玉野市玉三丁目一番二号
（乙）株式会社三造エムテック
代表取締役　服部　勉

**合併公告**

継して左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.furukawa.co.jp/zaimu/kanren/fel652.htm

（乙）http://www.furukawa.co.jp/zaimu/kanren/ksm193.htm

平成二十五年二月十二日
東京都千代田区内神田二丁目一六番八号
（甲）古河エレコム株式会社
代表取締役　鈴木　道夫
大阪市北区堂島浜二丁目一番九号
（乙）株式会社新満電
代表取締役　遠藤　彰

平成二十五年二月十二日
東京都中央区築地五丁目二番一号
（甲）築地魚市場株式会社
代表取締役　廣石　清治
東京都八王子市北野町五八八番地一
（乙）八王子魚市場株式会社
代表取締役　緒方　浩司

**合併公告**

継して左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年四月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mes.co.jp/investor/accounting/affiliate/mestokki/index.html

（乙）http://www.mes.co.jp/investor/accounting/affiliate/mtec/index.html

平成二十五年二月十二日
東京都中央区築地五丁目六番四号
（甲）エム・イー・エス特機株式会社
代表取締役　藤井　伸一
岡山県玉野市玉三丁目一番二号
（乙）株式会社三造エムテック
代表取締役　服部　勉

**合併公告**

継して左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.furukawa.co.jp/zaimu/kanren/fel652.htm

（乙）http://www.furukawa.co.jp/zaimu/kanren/ksm193.htm

平成二十五年二月十二日
東京都千代田区内神田二丁目一六番八号
（甲）古河エレコム株式会社
代表取締役　鈴木　道夫
大阪市北区堂島浜二丁目一番九号
（乙）株式会社新満電
代表取締役　遠藤　彰